

○湖南衛生組合公告式条例

昭和 36 年 8 月 1 日

条例第 1 号

第 1 条 湖南衛生組合（以下「組合」という。）の条例は管理者がこれに署名し、公布年月日を記入して公布する。

（昭 40 条例 2 ・ 一部改正）

第 2 条 前条の規定による公布は、立川市役所前、武蔵野市役所前、小金井市役所前、小平市役所前、国分寺市役所前、東大和市役所前及び武蔵村山市役所前の掲示場に掲示してこれを行う。

（昭 40 条例 2 ・ 昭 45 条例 5 ・ 令 5 条例 2 ・ 一部改正）

第 3 条 前 2 条の規定は、組合の規則、組合議会の定める規則及びその他の規程で公表を要するものにこれを準用する。ただし、法令または条例に別段の定めがあるときは、この限りでない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 40 年 6 月 30 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 40 年 5 月 1 日から適用する。

付 則（昭和 45 年 12 月 22 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行し、東大和市については昭和 45 年 10 月 1 日より、武蔵村山市については昭和 45 年 11 月 3 日から適用する。

付 則（令和 5 年 2 月 20 日条例第 2 号）

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。